

高齢者住宅用火災警報器設置事業について

この事業は、住宅用火災警報器を機器の購入から設置まで、すべて消防職員が、行います。

・申し込みができる方

①富津市在住で申込時65歳以上のみの世帯

②現に警報器が未設置である。

③設置のため職員が寝室に入ることを承諾

・申し込み方法

①申請書を区長回覧または、消防署・富津公民館・中央公民館、消防署天羽分署にて入手します。

②募集期間に消防署に郵送又はFAX（0439-88-6500）します。

②交付決定は、9月中旬に申込者への、設置日程調整の電話をもって決定とします。

③設置日は、消防の赤い車両にて、2名以上で伺います。また、服装についてですが、消防職員が着用する活動服です。

【担当：予防課 電話 0439-88-6406】